

平成29年

第4回市議会定例会 議案第8号

函館市道路占用料徴収条例の一部改正について

函館市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年12月1日提出

函館市長 工藤 壽 樹

函館市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

函館市道路占用料徴収条例（昭和45年函館市条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表中「430」を「440」に、「660」を「680」に、「900」を「920」に、「390」を「400」に、「620」を「630」に、「850」を「870」に、「39」を「40」に、「380」を「390」に、「230」を「240」に、「770」を「790」に、「320」を「330」に、「1,900」を「1,700」に、「16」を「17」に、「23」を「24」に、「35」を「36」に、「46」を「47」に、「70」を「71」に、「93」を「95」に、「160」を「170」に、「460」を「470」に、「0.004」を「0.005」に、「0.007」を「0.008」に、「0.008」を「0.01」に、「930」を「870」に、「560」を「520」に、「19」を「17」に、「190」を「170」に、「0.028」を「0.034」に、「77」を「79」に、

「

政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上または高架の道路の路面下に設けるもの	Aに0.016を乗じて得た額
	上空に設けるもの	Aに0.02を乗じて得た額

を

」

政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上または高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの		Aに0.017を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.024を乗じて得た額
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの	Aに0.005を乗じて得た額
		階数が2のもの	Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3以上のもの	Aに0.01を乗じて得た額

に、

Aに0.016を乗じて得た額
Aに0.011を乗じて得た額
Aに0.02を乗じて得た額
Aに0.011を乗じて得た額
Aに0.016を乗じて得た額
Aに0.02を乗じて得た額

を

Aに0.017を乗じて得た額
Aに0.012を乗じて得た額
Aに0.024を乗じて得た額
Aに0.012を乗じて得た額
Aに0.017を乗じて得た額
Aに0.024を乗じて得た額

に、

トンネルの上または自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの
上空に設けるもの

を

Aに0.016を乗じて得た額
Aに0.02を乗じて得た額

トンネルの上または自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	Aに0.017を乗じて得た額	に改め、
上空に設けるもの	Aに0.024を乗じて得た額	

同表備考第7項中「1平方メートルもしくは1メートル」を「0.01平方メートルもしくは0.01メートル」に、「1平方メートルまたは1メートルとして」を「その全面積もしくは全長またはその端数の面積もしくは長さを切り捨てて」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（提案理由）

道路占用料の額を改定し、および占用面積等の計算方法を改めるため